平成２２年（フ）第２５７号
長崎県佐世保市勝富町５番13号　エフピーサンガーデン502、旧住所長崎県佐世保市白岳町720番地48
債務者　平野江理子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
長崎県佐世保市松山町１番８号、旧住所長崎県佐世保市矢峰町275番地16
債務者　高津佐悦子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
長崎県佐世保市山県町２番３号　古瀬ビル41号、旧住所長崎県佐世保市万津町７番６号　フクヤビル301
債務者　齊藤　歩美（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
長崎県佐世保市権常寺町810番地１、旧住所福岡県北九州市小倉北区木町１丁目４番25―304号
債務者　藤田　　都
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
長崎県佐世保市筒井町1061番地　山口ツタエ方、旧住所長崎県佐世保市柚木町1484番地
債務者　浦田視枝子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
長崎県佐世保市若葉町９番20号　古賀龍神A、旧住所福岡市早良区飯倉４丁目27番14―102号
債務者　辛島　誠二
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷760番地　鹿山住宅Ｌ－１
債務者　青野美津子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２７５号
長崎県佐世保市東大久保町247番地、旧住所長崎県佐世保市天神町1825番地２
債務者　本村　愛美（旧姓渕上・田中）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
青森市合浦１丁目７番24号　ピュアハウス205号
債務者　岡田　行幸
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
青森県上北郡野辺地町字新町裏35番地３
債務者　中谷豊志逸
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月１日午後４時
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
東京都江戸川区西一之江１丁目３番16号　レオパレスロワールⅡ103、申立時の住所相模原市中央区宮下本町２丁目19番６号　ハイムクボタＢ203
債務者　藤森　　享
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３７８号
相模原市緑区相原４丁目12番13号　エステート相原202
債務者　小室麻希子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２０２号
愛知県豊川市大堀町66番地　サンハイム大堀101号
債務者　原園　進一
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２１２号
愛知県豊橋市西岩田４丁目10番地の３
債務者　中村　孝子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部